

# 令和6年 第3回定例会 口頭報告

(令和6年9月20日)

令和6年度 定期監査第一期の結果について、  
ご報告いたします。

第一期では、監査基本計画に基づいて、政策経営部をはじめとする11の部局80か所を対象に、主に令和5年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が3点7件、監査委員意見が1点ございました。

指摘事項の1点目は、「契約事務の適正な執行について」4件でございます。

予定価格が30万円以上の物品購入契約及び印刷製本契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の課長に委任されていないことから、契約課契約とすることとされて

います。

データヘルス推進課、こころとからだの健康づくり課、生活衛生課及びごみ減量推進課の4課において、予定価格を合計すると30万円を超える契約について、それぞれ別個の契約として主管課契約を行っていました。しかしながら、各契約は、契約請求決定日、契約決定日、契約期間及び契約受注業者が同一であるなど、1件の契約として契約課へ契約請求すべきものでありました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であります。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないように、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

指摘事項の2点目は、「足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について」2件でございます。

産業振興課において、商店街の活性化等を目的として交付している補助金の事務処理について、2件の不適切な事務処理が行われていたものでございます。

1つは、足立区商店街フリースペース活用事業補助金で、1か月で延べ20名以上の参加がなく、交付条件に該当しない申請に対し、補助金を交付していたもの、またもう1つは、商店街が維持管理する街路灯などの電気料金の一部を補助したものについて、電気料金の一部を二重に計し、補助金を過払いしたものでございます。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

指摘事項の3点目は、「区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について」1件でございます。

交通対策課では、事業者との間に区有財産の有償貸付契約を締結し、自動販売機の設置場所を供しており、貸付料については、区有財産有償貸付契約書に基づき、当該年度の4月末日までに事業者から区に支払うこととされております。

しかし、貸付料の納付が期限を超過し、5月2日に納付されていましたが、契約書に規定された延滞金(遅延損害金)の徴収を行っておりませんでした。

本件は、契約書に基づく私債権であります。遅延損害金は少額であるものの、督促を前提要件とする公債権と異なり、かつ契約書に少額不追及の規定がない以上、遅延損害金の徴収を行うべきものであります。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、債権の区分と適用法令等を正しく理解したうえ、適正な債権管理を実施するよう指摘いたしました。

監査委員意見は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

1件の契約課契約とすべき契約について、分割して主管課契約としていた事例は、令和4年度の第二期、第三期定期監査及び令和5年度第一期、第二期、第三期定期監査において、庁内各課で発生し、繰り返し監査指摘事項となっております。

しかし、今般の令和6年度定期監査（第一期）においても、先程ご報告いたしましたとおり、4つの所管課で同様の事例を把握いたしました。監査において繰り返し指摘しているにもかかわらず、契約に関する基本知識が職員に全く浸透しておりません。改善の兆しが見えず、同じ事務処理誤りが全庁的に広く繰り返されていることは、組織の内部統制が機能していないことを意味し、重く受け止める必要があります。再発防止に向けた実効性のある取り組みを講じられたい、との意見を付しております。

今後とも執行機関におかれましては、地方自治法の基本的考え方を踏まえ、契約事務を適正に執行し、区民の負託に応える区政運営に引き続きご尽力いただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第一期の報告とさせていただきます。